

肝がん・重度肝硬変医療費助成事業を
利用するための

医療機関と自治体との連携 について

広島大学病院肝疾患相談室
総括肝疾患コーディネーター
増田 幸子

COI 開示

発表者名：増田幸子
所属機関名：広島大学 看護部

演題発表内容に関連し、開示すべき
COI 関係にある企業等はありません。

広島ってこんな県

スポーツが盛んな県です

●観戦率 全国1位

●肝がんによる75歳未満年齢調整死亡率 全国3位
(2022年データ)

●肝炎罹患者(推計) 62,000人
/人口 約270万人中(2020年データ)

HBV,HCV併せて、
定期通院患者：
17,300人



広島大学病院 肝疾患相談室

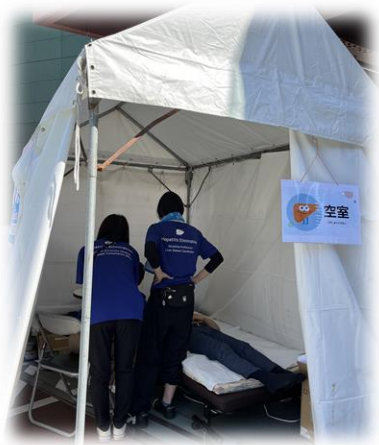
看護師2名 担当医師3名 事務員1名、院内のCoみんなで頑張っています！

8.12 ZoomZoomスタジアム広島



可愛いと
大好評

- 啓発資材・うちわ配布(4000部)
- 肝炎クイズ 1000名
- フィブロスキャン体験150名



9.28 (株)イズミ、県と共催で啓発イベント



肝硬度測定体験会



栄養コーナー



ひろしま肝疾患コーディネーターについて

医療圏毎のリーダーや県内の統括コーディネーターが任命されています！



- 県内のCo養成数 **1720**名 (2023年度)
- 医療圏毎のリーダー (特任肝疾患コーディネーター)
県内の **7 医療圏** **26**名が認定
- 総括肝疾患コーディネーター 1名 (拠点病院相談室)

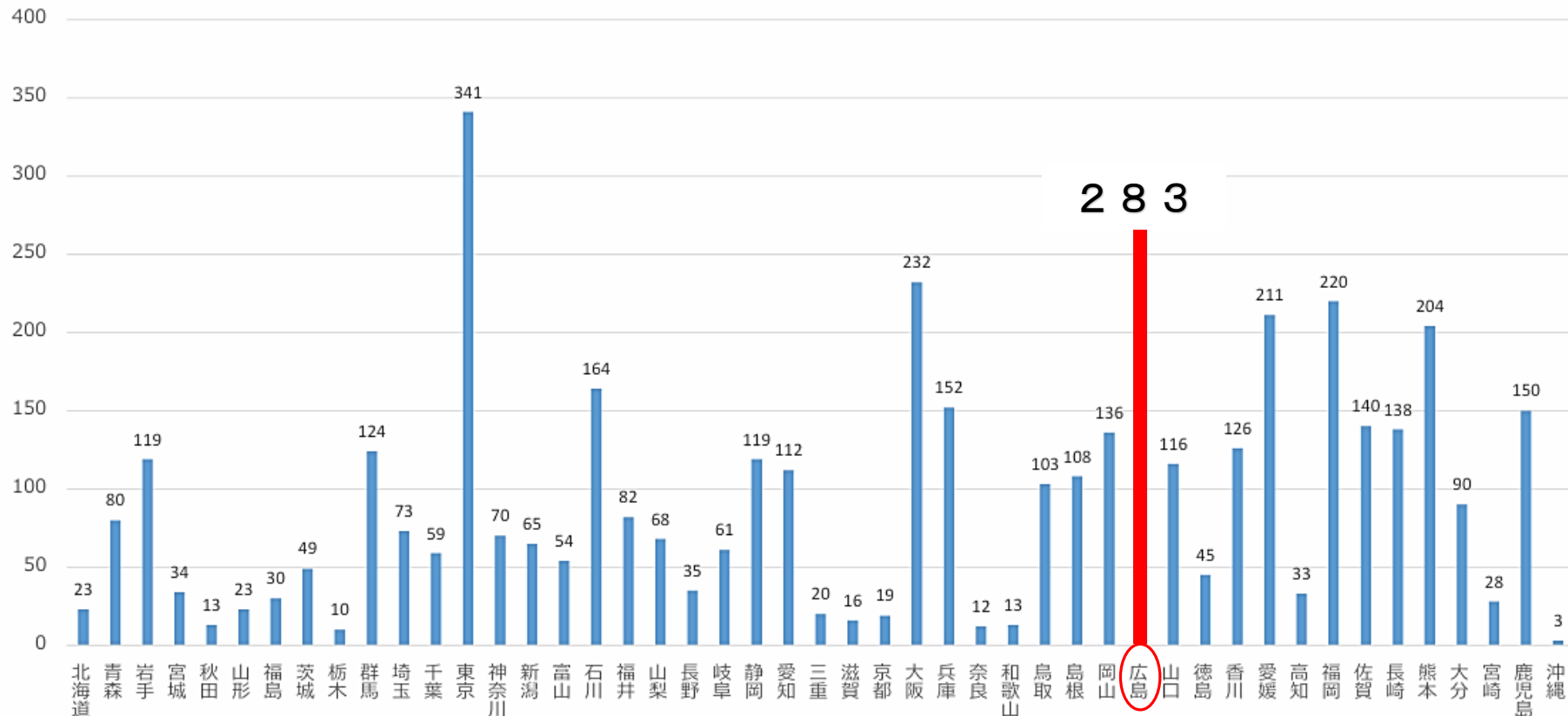
- 特任肝疾患コーディネータ連絡協議会では、
Co活動の現状や課題について話し合い、県内外の肝炎対策について情報共有、
県内Co向け啓発資材を製作 等

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請数

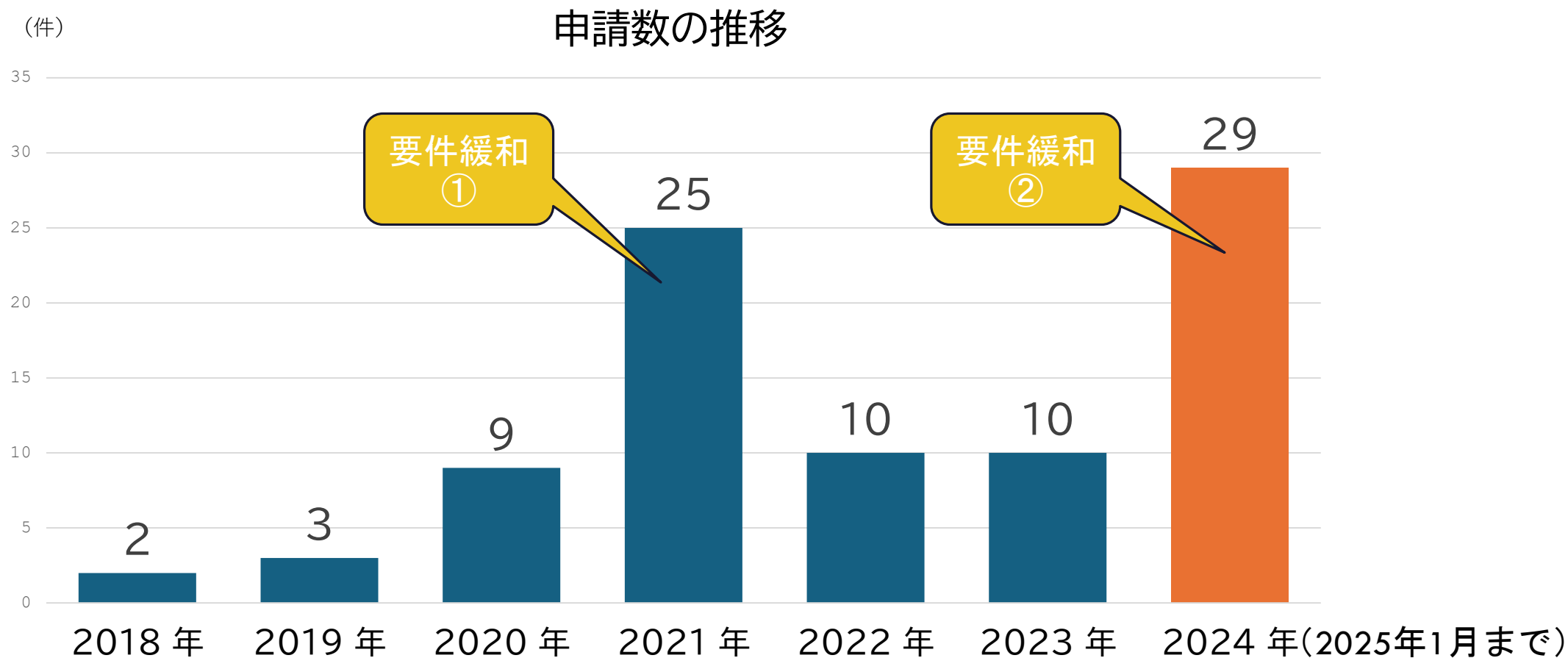
広島県における申請数

令和5年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（R6.9.1現在）



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請数

当院における申請数の年次推移



当院の取り組みについて

要件緩和に伴い、方向性の統一

- 令和6年4月～要件緩和（高額療養費算定基準を超えた月が1回/2年へ）
に伴い、迅速な対応が求められる

《問題点》

- 拾い上げ、制度案内する患者数が多くなる→医事の業務圧排
- 制度に該当しなかった場合、案内するタイミングを見極める必要がある

医事、医師と協議

- HCV、HBV検査結果から該当者を拾い上げる
- 要件の一つ、高額療養費算定基準を超えた月が0でも制度について説明していく

当院の取り組みについて

患者拾い上げ～制度の紹介～患者リストの共有

【入院時】

● 医事 患者リストを作成

■確認内容

- ・病名:肝癌/重度(非代償性)肝硬変/肝内胆管癌
- ・基本データ: **HCV抗体(+)**
HBs抗原(+)
- ・世帯年収370万円未満
- ・原爆手帳、重度心身障害者医療費補助、生活保護の受給者除く
- ・案内歴の有無

■案内方法(病棟クランクが案内)

- ・「要件があるので、**適応とならない可能性がある**」ことを伝えた上で
相談室を案内(高額療養費の算定基準額を超えたカウント数に関係なく案内)

【外来通院時】

● 医事

- 患者/家族が調査票の作成依頼時、
事務員は説明歴の有無を確認
- 説明歴がなければ、
肝疾患相談室を案内

当院の取り組みについて

患者拾い上げ～制度の紹介～患者リストの共有

●【入院時】

医事 患者リストを作成

●【外来通院時】

医事

肝疾患相談室

へ

患者リストの共有

- 患者/家族が調査票の作成依頼時、
事務員は説明歴の有無を確認
- 説明歴がなければ、
肝疾患相談室を案内

助、
「可能性がある」ことを伝えた上で

(超過したカウント数に関係なく案内)

当院の取り組みについて

制度の説明～フォローアップ（担当：肝疾患相談室）

- カルテ確認
- 用紙に沿って、概要や申請窓口を説明

<要件を満たす場合>

- 手続きを案内
- 繰り返し説明(必要時)

<要件を満たさない場合>

- 申請のタイミング
- 次回、詳細を説明予定



<フォローアップ>

- 申請の進捗状況を確認
 - ・抗がん剤治療副作用スクリーニング面談時
 - ・来室時
- リスト掲載者の追跡
 - 来室していない方へは、説明機会を把握し、外来主治医へ相談室へ案内を依頼

<該当者の拾い上げ>

医事へ、情報提供

注意事項について説明

担当：肝疾患相談室

■医療記録票について

- ▶入院時(各病棟のクラーク)／外来通院時(内科会計窓口)へ提示、記載依頼
- ▶薬局で処方箋と共に提示し、記載依頼す
※取り扱い不明の場合は、**広島県庁薬務課**へ問い合わせるよう説明

■外来医療費について

- 一旦、**限度額まで支払う** → 後日、**償還払い請求**を**広島県庁薬務課**へ実施する
※領収書、診療明細書の保管を伝える

■核酸アナログ製剤治療費助成を受給中の方

- ▶受給者証を提示すること(二重助成になっていないか確認のため)
- ▶制度を利用していない場合も、更新手続きをするよう助言